

## 長岡京市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、長岡京市における社会教育の振興、発展を図るため、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体をいう。以下同じ。）が実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において社会教育関係団体活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象団体及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象は、別表に定める社会教育関係団体（以下「団体」という。）とし、補助金の額については予算の範囲内で定める。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料等を収集し、作成し、又は提供する事業
- (2) 社会教育の普及、向上又は奨励のための援助又は助言の事業
- (3) 団体間の連絡調整の事業
- (4) 機関誌の発行又は資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業
- (5) 体育、運動競技又はレクリエーションに関する催しの開催又はこれに参加する事業
- (6) 社会教育に関する研究調査の事業
- (7) その他社会教育の振興に寄与する公共的意義ある適切な活動又は事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に定める事業の実施に係る経費とする。

- 2 団体の性格又は事業の特殊性により市長が必要と認めた場合は、運営費について補助することができる。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、社会教育関係団体活動費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長が指定する日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 規約（会則）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、社会教育関係団体活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) この補助金は、この要綱に基づく補助対象事業に使用し、他の目的に使用してはならないこと。

(2) 補助の目的に反し補助金を使用した場合は、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。

(3) 事業は当該年度の3月20日までに完了し、3月末日までに事業終了報告書に関係書類を添付して市長に提出すること。

(4) 前号の規定にかかわらず、運営費の補助を行う場合にあっては、3月末日までに事業年度を完了し、事業終了報告書に関係書類を添付して市長に提出すること。

(5) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(7) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(事業計画の変更及び承認)

第7条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画の変更をしようとするときは、社会教育関係団体活動費補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、社会教育関係団体活動費補助事業計画変更承認書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業終了報告)

第8条 補助事業者は、事業の完了後、社会教育関係団体活動費補助事業終了報告書（様式第5号）に次の書類を添付して事業の完了した年度の3月末日までに市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第5号の2）

(2) 収支決算書（様式第5号の3）

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条の終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会教育関係団体活動費補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、社会教育関係団体活動費補助金交付請求書（様式第7号）により請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第11条 市長は、補助事業の性質上、市長が特に必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず、その活動及び事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、社会教育関係団体活動費補助金概算交付請求書（様式第8号）に第6条の交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由を付して市長へ請求しなければならない。

（交付決定の取消し及び変更）

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 補助金を目的外に使用した場合、不当に使用したと認められる場合、又は使用しなかった場合
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反した場合
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められる場合
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められる場合

2 前項の規定により取り消し、又は変更する場合は、社会教育関係団体活動費補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金等の返還）

第13条 市長は、前条の規定により取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて社会教育関係団体活動費補助金返還命令通知書（様式第10号）により補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は、第11条の規定により補助金の交付を行った場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、

その差額を期限を定めて返還させることができる。

- 3 市長は、前2項に規定する補助金の返還が納期限までに実施されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

社会教育関係団体一覧

補助対象団体
長岡京市女性の会
長岡京市PTA連絡協議会
長岡京市人権啓発推進協議会
長岡京市文化協会
長岡京市青少年健全育成推進協議会
長岡京市子供会指導者連絡協議会
長岡京市少年補導委員会
日本ボーイスカウト京都連盟長岡第2団
日本ボーイスカウト京都連盟長岡第3団
日本ボーイスカウト京都連盟長岡第4団
ガールスカウト京都府支部第39団

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

社 会 教 育 関 係 団 体 活 動 費  
補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、別紙計画により社会教育関係団体活動費補助事業を実施いたしますので、長岡京市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱第5条の規定により、下記金額の補助金を交付願いたく別紙関係書類を添え申請いたします。

記

1 交 付 申 請 額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添 付 書 類

- (1) 事業実施計画書 (様式第1号の2)
- (2) 収支予算書 (様式第1号の3)
- (3) 規 約 (会 則)
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第5条関係）

年度 事業実施計画書

[団体名 ]

月	日	事業内容	備考
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

注：4月から翌年3月20日までに実施する事業を記入すること。

様式第1号の3（第5条関係）

年度 収 支 予 算 書

[団体名 ]

[収 入]

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	摘 要
計				

[支 出]

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	摘 要
計				

注：科目欄及び摘要欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

様

長岡京市長

社会教育関係団体活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度社会教育関係団体活動費補助金  
については、長岡京市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱第6条の規定に基づ  
き下記の条件を付して交付決定したので通知する。

記

1 補助事業名 \_\_\_\_\_ 事業

2 補助金額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱に基づく補助対象事業に使用し、他の目的に使用してはならない。
- (2) 補助の目的に反し補助金を使用した場合は、補助金の一部又は全部を返還させることができる。
- (3) 事業は当該年度の3月20日までに完了し、3月末日までに事業終了報告書に關係書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (4) 前号の規定にかかわらず、運営費の補助を行う場合にあつては、3月末日までに事業年度を完了し、事業終了報告書に關係書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (5) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。



様式第4号（第7条関係）

長教 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

社会教育関係団体活動費補助事業計画変更承認書

年 月 日付をもって申請のあった事業計画変更については、長岡京市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記の条件を付して承認する。

記

- 1 変更承認後補助金見込額 金 円
- 2 承認条件

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

社 会 教 育 関 係 団 体 活 動 費  
補 助 事 業 終 了 報 告 書

年度社会教育関係団体活動費補助事業を完了したので、長岡京市社会教育関係  
団体活動費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績報告書（様式第5号の2）
- 2 収支決算書 （様式第5号の3）
- 3 事業実施に関する資料

様式第5号の2（第8条関係）

年度 事業実績報告書

[団体名 ]

月	日	事業内容	備考
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

注：4月から翌年3月20日までに実施する事業を記入すること。

様式第5号の3（第8条関係）

年度 収 支 決 算 書

[団体名 \_\_\_\_\_ ]

[収 入]

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
計				

[支 出]

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
計				

注：科目欄及び摘要欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

[支 出] (単位:円)

収入合計 \_\_\_\_\_ 円 - 支出合計 \_\_\_\_\_ 円 = \_\_\_\_\_ 円 (次期繰越金)

様式第 6 号（第 9 条関係）

長岡京市指令教第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

社会教育関係団体活動費補助金確定通知書

年 月 日付長岡京市指令 号をもって交付決定した、 年度社会教育関係団体活動費補助事業に対し、長岡京市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱第 9 条に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

1 補助金確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

社会教育関係団体活動費補助金交付請求書

年度社会教育関係団体活動費補助金の交付額の確定通知を受けたので、社会教育関係団体活動費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

(1) 交付確定通知書の写し

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

社会教育関係団体活動費補助金概算交付請求書

年度社会教育関係団体活動費補助金の概算交付を受けたいので、長岡京市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 請求内訳

(単位：円)

交付決定額	前回までの受入済額	今回請求額	今後請求見込額

3 概算請求の理由

4 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

様式第9号（第12条関係）

長教 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

社会教育関係団体活動費補助金  
交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付（長岡京市指令教第 号）による社会教育関係団体活動費補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取消（変更）したので通知します。

- 1 補助金事業の名称
- 2 交付決定の取消（変更）額

交付決定額 円

今回取消（変更）額 円

更正決定額 円

- 3 取消し（変更）をする理由

4. 取消し（変更）をする事業の内容（取消額・変更額の算定基礎）

様式第10号（第13条関係）

長教 第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

社会教育関係団体活動費補助金返還命令通知書

年 月 日付（長岡京市指令教第 号）により交付決定通知をし、既に交付した 年度の会教育関係団体活動費補助金について、長岡京市会教育関係団体活動費補助金交付要綱第13条に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還を命ずる額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 返還期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日